

避難支援プラン全体計画

1	基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）	1
2	避難支援プランの対象者の考え方（範囲）	1
3	要援護者情報の収集・共有の方法.....	2

平成 22 年 3 月

桑名市

1 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）

近年、避難に時間を要する災害時要援護者の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

このためには、各地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどここの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していく必要がある。

なお、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要援護者情報の共有により、日頃から障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。

この計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）

本市における避難支援プラン（個別計画）の対象者となる災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次の①～⑤に掲げる者とする。

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② 65歳以上のみの世帯の高齢者
- ③ 身体障害者手帳所持者
- ④ 療育手帳所持者
- ⑤ 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者

なお、避難支援プラン（個別計画）の策定に当たっては、支援すべき要援護者の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の人を重点的・優先的に進める。

3 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

市は、「桑名市地域福祉計画」に定めたところにより、次に掲げる通常業務等を通じて災害時要援護者情報の把握に努めるものとする。

- ① 要介護者の情報に関しては、介護保険受給者台帳等により把握する。
- ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳等における情報、障害程度区分情報等により把握する。
- ③ 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、介護・高齢福祉課と連携し高齢者台帳を活用する等により把握する。
- ④ 民生委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。
- ⑤ 福祉団体など関係団体からの情報収集により把握する。

< I 関係機関共有方式 >

市は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している災害時要援護者に関する上記の情報について、桑名市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、関係部局での共有に努めることとする。

< II 手上げ方式 >

本市における避難支援プランの対象者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から保健福祉部、市民安全部、消防本部、桑名市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員などの支援関係者に個人情報を開示することに同意する人は、登録申請書に必要事項を記入し、市長に提出しなければならないものとする。

< III 同意方式 >

保健福祉部は、民生委員・児童委員の協力を得ながら、地域において支援が必要な人を把握し、要援護者台帳への登録を働きかける。

登録に際しては、保健福祉部、市民安全部、消防本部、桑名市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員などの支援関係者に個人情報を開示することについて要援護者から同意を得るものとする。